

2020年10月19日  
一橋大学法科大学院

同居親族等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、外出自粛の対象となった出願希望の  
皆さんへ

2020年10月16日（金）に、以下のようなお問い合わせがありました。

<お問い合わせ>

「同居者がPCR検査の結果、陽性の反応が出たため、私（受験者）自身も濃厚接触者として、14日間自宅待機を命じられることが考えられます。そうした場合、出願期間締切日の10月22日（木）までに外出し手続きすることが難しく、願書提出が期間内に間に合わない可能性があります。このような場合、出願期間延長の特例は認められるでしょうか。」

<回答>

上記のように、外出自粛の対象となった方は、まず法科大学院事務室（lsjimu★law.hit-u.ac.jp）（★→@に変更してください）にメールにて連絡するようにしてください。本学の方針は、以下のとおりです。

1. 出願期間の延長は認められません。
2. 全ての出願書類を、出願期間内に、電子媒体（PDF ファイルなど）で提出できる場合は、その方法で提出してください（自宅待機要請等がなされたことを示す文書〔保健所・病院等から指示が出されているのであれば、その指示を証明する文書〕も同様の方法で提出してください）。
3. 電子媒体による出願書類の提出がなされた場合、暫定的に出願を認めますので、正式な出願書類を自宅待機期間後速やかに法科大学院事務室に送付してください（11月4日必着）。なお、「自宅待機要請等がなされたことを示す文書」も一緒に送付するようにしてください。